

働く方々のために、企業の成長・発展のために 「働き方改革」を進めましょう！

●利用時間帯●

午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

※詳細については本センターHPにてご確認ください。

ホームページ：<http://www.lilac.co.jp/hataraki>

●相談申込み●

相談希望の方は下記の専用電話へ事前にご連絡ください。

●電話相談●

電話相談も受け付けます。

0120-495-595（相談専用電話）

社会保険労務士・
中小企業診断士が
労働や経営の

専門家の派遣も
いたします



無料相談
承ります

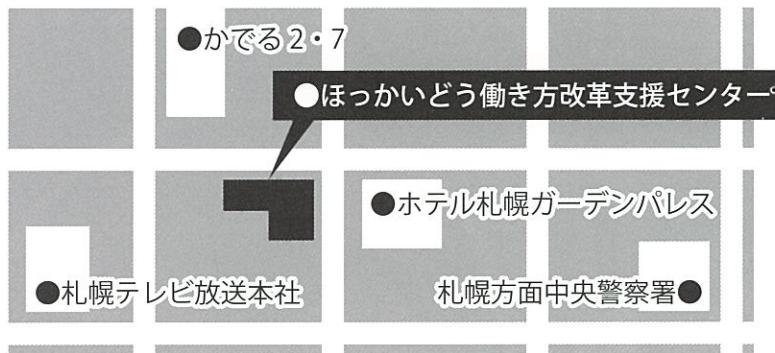
中小企業の皆さんにとって、「就業環境の改善」を実施することはなかなか難しい状況にあります、その一方で働く方々のためや企業の成長・発展のためには是非とも実施する必要があります。

そこで北海道では、就業環境の改善に対するさまざまな相談にワンストップで対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」（札幌市）を設置するとともに、センターから離れている地域の中小企業の皆さんには、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において毎月1回開催する出張相談会をご利用いただけます。

また、社会保険労務士や中小企業診断士を全道の中小企業の皆さんのもとへ派遣する専門家派遣も実施していますので、是非お気軽にご相談ください。

ほっかいどう働き方改革支援センター

●センター所在地・開所日 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで



札幌市中央区北1条西7丁目
プレスト1・7ビル 3階
北海道中小企業団体中央会 内

●「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方」に関する企業のお悩み解決！ 専門家のアドバイスが無料で受けられます。

■社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、無料で相談窓口が利用できます。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」には社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、労働環境の整備などの労働面のアドバイスと生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる対応窓口（無料）を設置しています。

■札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で毎月開催！

センターから離れている地域の皆さんには、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において毎月1回開催する出張相談会をご利用いただけます。
(詳細はホームページでご確認ください)

■「働き方改革アドバイザー」があなたの会社に訪問し、専門家のアドバイスが受けられます。

就業規則の見直しや現場での職場環境の整備が必要な場合、専門家が直接あなたの企業を訪問し、現地でのアドバイスを受けられます。
(道内に事業所を有する常時雇用者300人以下の会社に限り、1法人につき2回までご訪問)

●「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談が受けられるの？

- 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのか知りたい
- 制度を導入する際に助成制度を紹介してほしい
- 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいの
- 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- 色々な「働き方」の最近の情報を知りたい

メールでのご相談も受け付けます。

下記HP内の問合せフォームからお申し込ください。

HP: <http://www.lilac.co.jp/hataraki>

